

国内外における 品種保護をめぐる現状

平成25年1月
新事業創出課

目 次

○種苗法をめぐる現状

- － 種苗法制度の沿革p1
- － 品種登録出願をめぐる現状p2
- － 登録される品種の現状p3
- － 外国からの出願・外国への出願p4

○新品種の保護の強化・活用の促進のための施策の現状(国内)

- － 新たな農林水産省知的財産戦略p5
- － 審査の迅速化・国際化p6
- － 権利侵害対策の強化p7

○新品種の保護の強化・活用の促進のための施策の現状(海外)

- － 東アジア品種保護フォーラムの推進p14
- － アジア諸国等に対する品種保護制度の整備・充実の働きかけ ...p15
- － アジア諸国等における品種保護制度の進展p17

○世界の品種保護をめぐる現状

- － UPOVをめぐる現状p19
- － UPOV3月会合(2012年)の結果概要p25

種苗法をめぐる現状

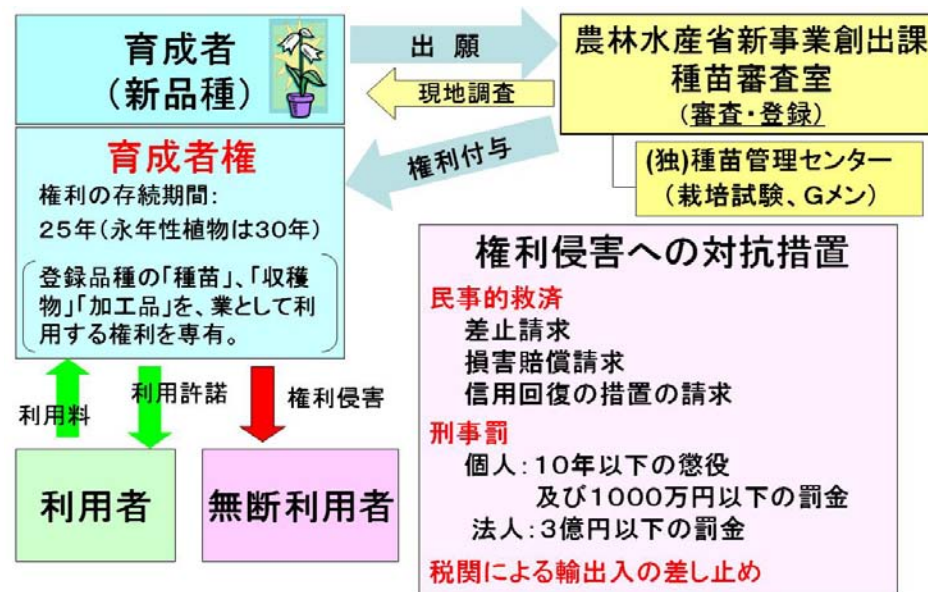
1 種苗法制度の沿革

- 種苗法は、昭和53年に制定され、平成10年にUPOV91年条約に沿った全面改正が実施
- その後も、育成者権の効力の範囲を一定の加工品まで拡大、権利の存続期間の延長、刑事罰の引上げ、民事救済の円滑化等を趣旨とする改正が行われてきたほか、関税法改正により、税関による輸出入取締りの対象として育成者権侵害物品が追加

(1) 種苗法制度の沿革

昭和22年	農産種苗法の制定
53年	種苗法の制定
57年	UPOV78年条約の締結
平成10年	種苗法全部改正(育成者権の明確化等) UPOV91年条約の締結
15年	(政府)知的財産戦略本部の設置 関税定率法改正 ・税関による輸入差止制度の新設 種苗法改正 ・刑事罰の対象を収穫物について拡大及び法人に対する罰金の上限引上げ 品種保護Gメンの設置
17年	種苗法改正 ・育成者権の存続期間を25年(果樹等30年)に延長 ・育成者権の効力を加工品へ拡大
18年	関税法等改正 ・税関による輸出差止制度の新設 農林水産省知的財産戦略の決定
19年	種苗法改正 ・罰則強化(懲役刑の上限を10年等)等
20年	バイオ燃料法の制定(出願料・登録料の軽減)
21年	米粉・エサ米法の制定(出願料・登録料の軽減)
22年	新たな農林水産省知的財産戦略の策定
23年	六次産業化法の制定(出願料・登録料の軽減)

(参考1) 種苗法制度の枠組み



(参考2) 六次産業化法等に基づく出願料・登録料の減免

- 「バイオ燃料法」、「米粉・エサ米法」及び「六次産業化法」に基づき計画を定め、これに沿って育成された新品種については、品種登録に係る出願料・登録料の減免が適用

<減免措置の内容>

出願料: 4分の3に相当する額を減免

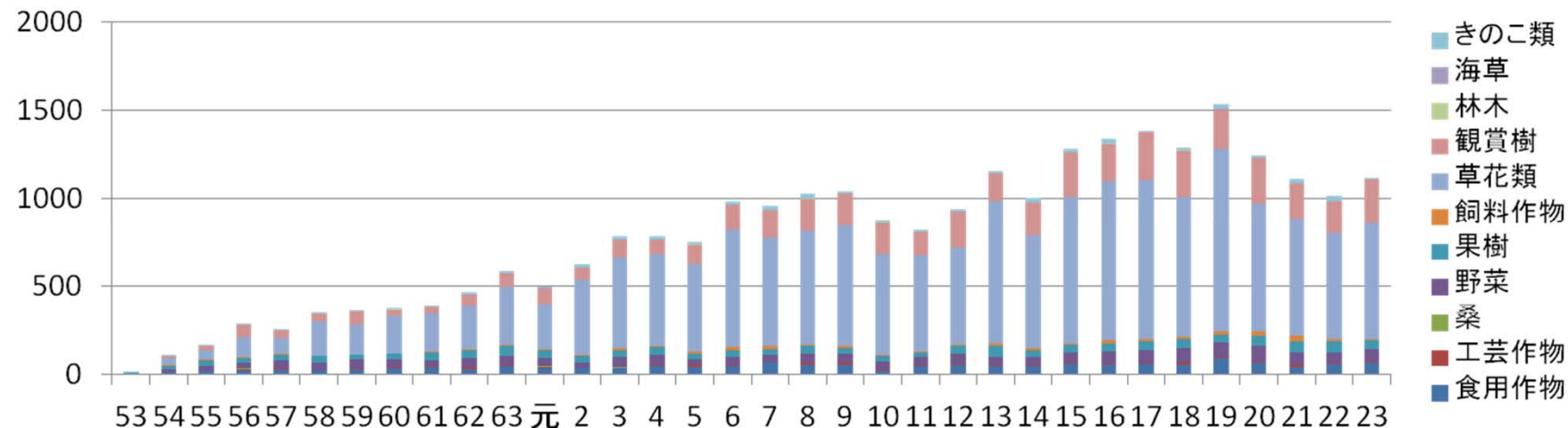
登録料: 4分の3に相当する額を減免(1年目から6年目)

種苗法をめぐる現状

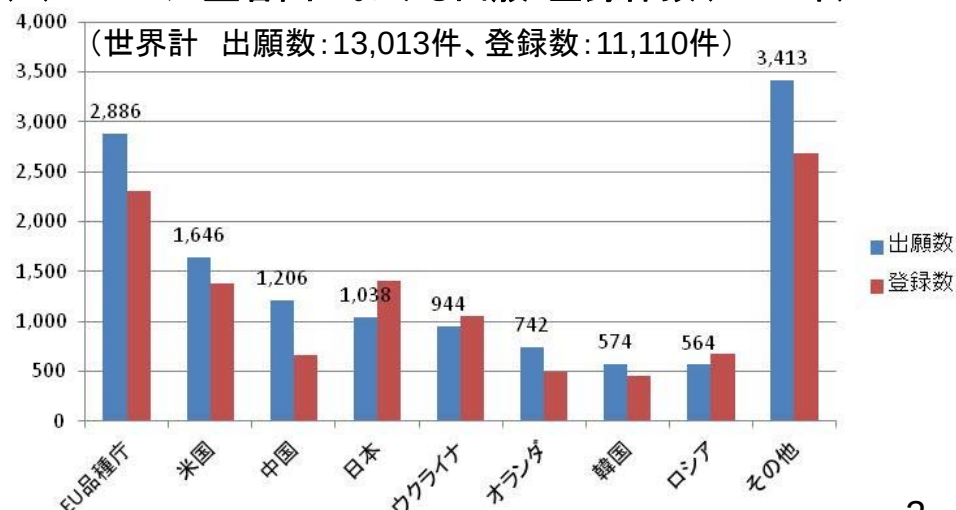
2 品種登録出願をめぐる現状

○ 近年、年間の出願件数は1,000件を超える水準で推移しており、これはUPOV加盟国の中でEU、アメリカに次ぐ第3位（2009年にはウクライナが、2010年には中国がそれぞれ第3位）

(1) 年間品種登録出願件数の推移



(2) UPOV加盟各国における出願・登録件数(2010年)

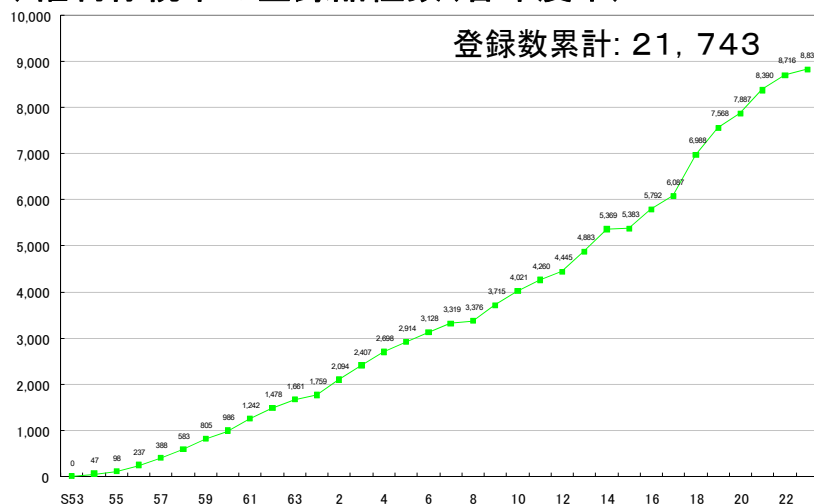


種苗法をめぐる現状

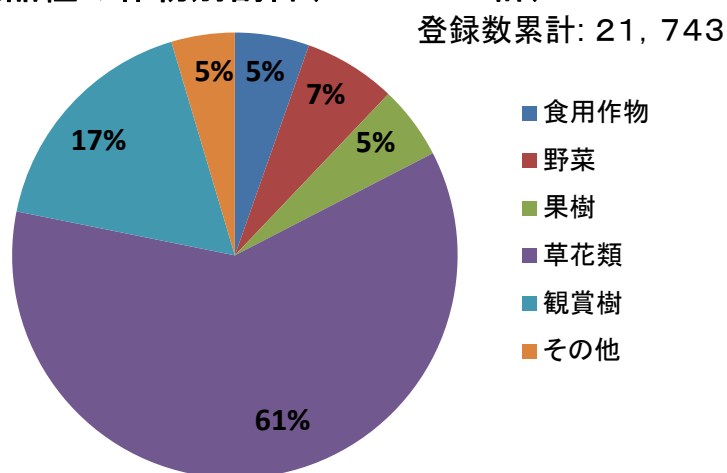
3 登録される品種の現状

- 平成23年度末現在、権利存続中の品種は8,836(権利が消滅したものも含めた累計では21,743)
- 登録品種を作物別にみると、草花類(61%)、鑑賞樹(17%)、野菜(7%)の順で多く、また権利者の類型別にみると、種苗会社(52%)、個人(27%)、都道府県等(10%)の順で多くなっている

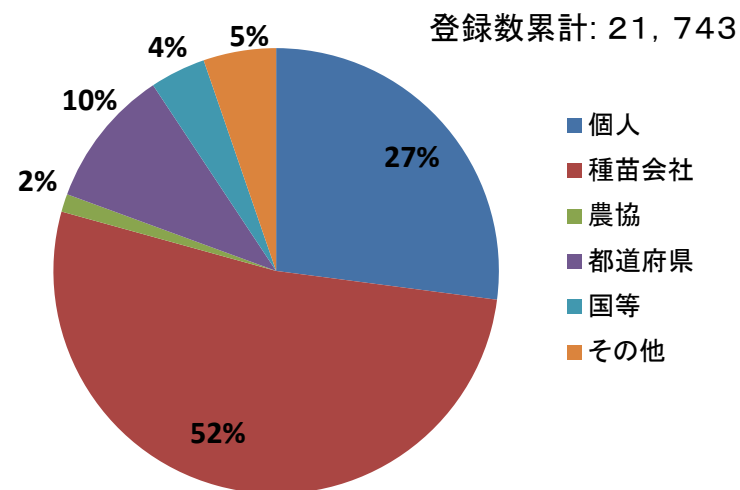
(1) 権利存続中の登録品種数(各年度末)



(2) 登録品種の作物別割合(S52~H23計)



(3) 登録品種の権利者の類型別割合(S52~H23計)



注: ①業種は、登録時点の区分である。その後の業種間の権利移転は反映していない。

②都道府県等には、市町村、公立学校を含む。

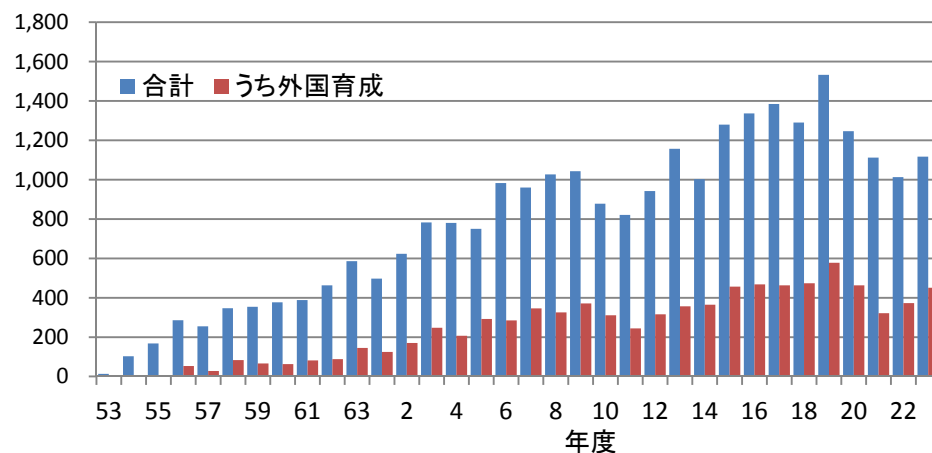
③国等には、国立学校法人、独立行政法人を含む。

種苗法をめぐる現状

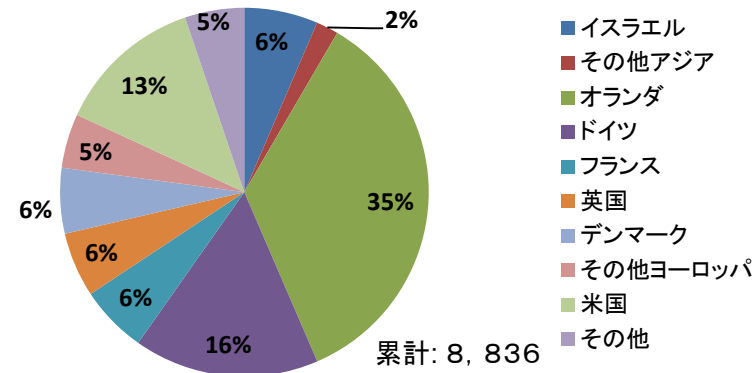
4 外国からの出願・外国への出願

- 外国で育成された品種の我が国への出願は、毎年全出願件数の30%程度を占めている。この内訳を国別にみると、オランダ、ドイツ及びアメリカの順で大きな割合を占めている
- 日本から外国への出願は、近年増加傾向

(1) 外国からの出願の状況(外国育成品種)

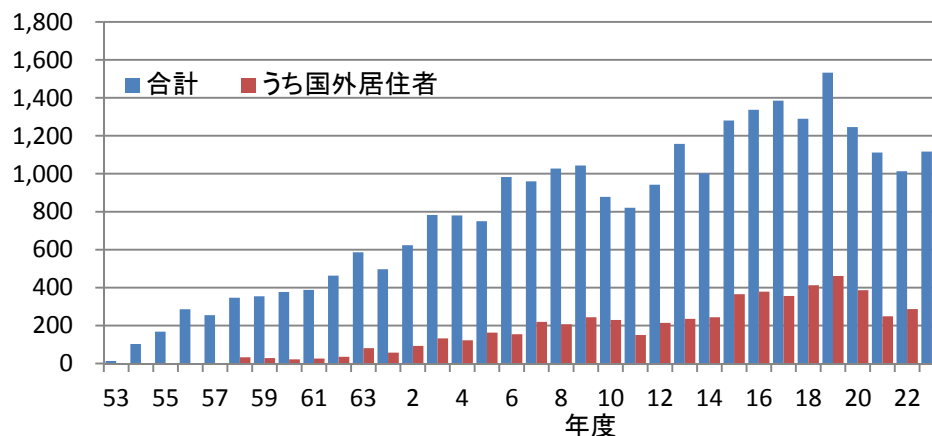


(3) 外国育成品種の国別割合(S53～H23)

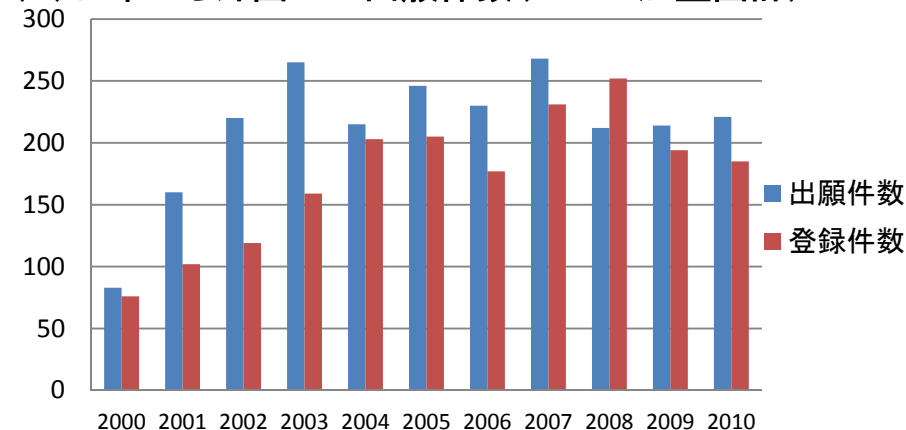


	<H21年度>	<H22年度>	<H23年度>
①オランダ	105	138	143
②ドイツ	80	44	80
③米国	30	34	59
総 数	322	373	451

(2) 外国からの出願の状況(国外居住者からの出願)



(4) 日本から外国への出願件数(UPOV加盟国計)



新品種の保護の強化・活用の促進のための施策の現状(国内)

1 新たな農林水産省知的財産戦略

- 平成22年3月、農山漁村の6次産業化や国際競争力の強化と地域活性化につなげることを目的として、平成26年度までの5年間を実施期間として「新たな農林水産省知的財産戦略」が策定
- 同戦略では、農林水産省の知的財産に関する総合的な戦略として、①知的財産の創造・活用、②保護の強化、③意識啓発・人材育成についての対応方策を定めている

(1) 新たな農林水産省知的財産戦略(品種保護関連部分)

1. 審査の国際化・迅速化

- ①審査基準のUPOVが定める基準に準拠した改正
- ②海外との審査データの相互利用、審査体制の充実

平均審査期間を2.6年から2.3年に短縮(H26)

2. 権利侵害対策の強化

- ①品種保護Gメンの体制整備やDNA品種識別の実施等、権利侵害対策支援業務の充実・強化
- ②裁判外での迅速な紛争解決の促進
- ③DNA品種識別技術の開発
- ④水際取締制度の活用促進

3. 東アジア植物品種保護フォーラムの積極的な推進

東アジアでの植物品種保護制度の共通基盤の構築のため、日本のイニシアチブにより設立された「東アジア植物品種保護フォーラム」の活動を強化

4. 品種保護制度運用の国際標準化の推進

- ①品種保護制度の整備・拡充及びUPOV91年条約の締結の働きかけ
- ②UPOVが定める審査基準の新設・改訂にあたって、我が国審査基準の反映
- ③海外との審査データの相互利用の促進(再)

新品種の保護の強化・活用の促進のための施策の現状(国内)

2 審査の迅速化・国際化

- 農林水産省では、審査の迅速化に向け、審査の実施体制の強化やUPOVテストガイドラインに準拠した審査基準の改正、諸外国との審査協力の推進等を実施
- このような取組みを通じ、現在2.4年である平均審査期間を平成26年度において2.3年にまで短縮することを目標

(1) 審査期間の短縮の取組み

審査の実施体制の強化

- ー審査官・審査専門職の計画的増員：
22名(H18)→32名(H24)
- ー栽培試験実施体制の強化：
栽培試験実施点数613点(H17)→731点(H22)
- ーコンピュータシステムの更新による情報管理の効率化
(品種登録迅速化総合電子化システムの構築：H19構築、H20稼働)

審査基準の改正

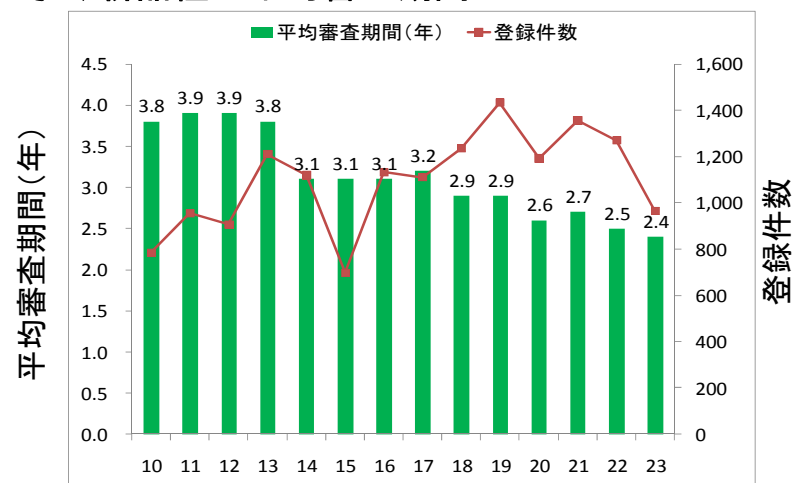
UPOV同盟国の審査当局との協力体制の基盤づくりのため、我が国の審査基準を国際標準であるUPOVテストガイドラインやCPVO審査基準に沿って全面見直し

平成20年度：30基準、平成21年度：51基準
平成22年度：60基準、平成23年度：46基準

海外審査機関との審査協力の推進

- 審査の効率化に向け、既に審査が実施された品種について審査報告書の相互利用を進めるため、外国の審査当局との間で審査協力に関する覚書等を締結
- これまで、英国(H9)、ドイツ(H9)、オランダ(H9)、イスラエル(H10)、NZ(H12)、EU(H18)及びベトナム(H19)との間で、覚書等を締結

(参考1) 新品種の平均審査期間



(参考2) EUとの審査協力協定

○農林水産省生産局(当時)は、EU品種庁との間で審査協力協定を締結し、先願国の栽培試験結果を後願国が利用できるよう、審査基準及び栽培試験方法等の調和を図っているところ。

合 意	平成18年11月
対象植物	バラ(切り花)、ペチュニア、カブラコア、キク(スプレータイプ)、バーベナ (今後、対象植物の順次拡大を検討)
審査報告書の 購入実績	20年度 33件 21年度 13件 22年度 6件 23年度 2件

新品種の保護の強化・活用の促進のための施策の現状(国内)

3 権利侵害対策の強化①

○ 近年、引き続き、我が国登録品種が育成者権者に無断で海外に持ち出され、その収穫物が我が国へ逆輸入される事案が生じている

(1) 育成者権の侵害事例(事実関係等は新聞報道による)

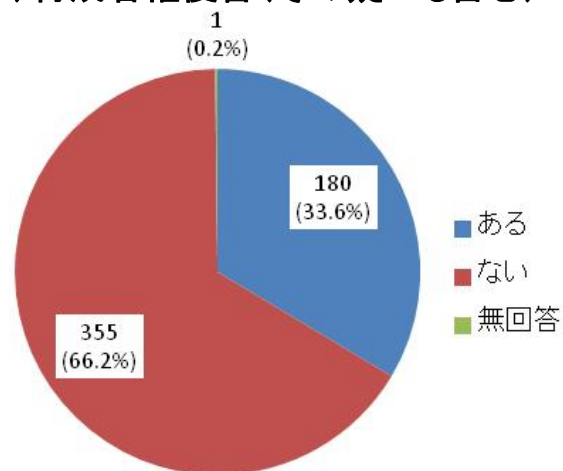
植物名	品種名	権利者	概 要
小 豆	きたのおとめ (H23.3満了) しゅまり	北海道	中国に種苗が持ち出され、その収穫物が我が国に輸入されていたことが、平成16年に北海道が輸入品をDNA検査して判明した。 北海道からの警告により、輸入業者は中国からの日本品種の小豆の輸入を自粛。
いぐさ	ひのみどり	熊本県	①中国に種苗が持ち出され栽培されているとして、平成15年12月、熊本県が、関税定率法に基づき輸入差止めを申立て。平成17年3月、長崎税関八代支署が八代港から輸入されようとした「ひのみどり」のいぐさを摘発し、刑事告発。平成17年11月7日に熊本地検が起訴し、平成18年2月1日、業者に対し罰金百万円、同社長に対し懲役1年6ヶ月執行猶予4年、いぐさ約8.8tの没収を命じる判決を言い渡した。 ②平成23年4月、熊本県に、国内の公的施設に中国産との表示があるものの「ひのみどり」製であることが疑われる量表があるとの連絡。熊本県の現地調査、DNA分析から当該量表が「ひのみどり」と確認。平成24年1月、熊本県は、当該量表の輸入業者に対して是正・改善を要求し、2月にその旨を公表。
いちご	レッドパール (H20.11満了)	個人 育種家	平成10年に韓国内の一部の生産者に利用を許諾したが、平成12年頃、増殖されて我が国に逆輸入。権利者が輸入業者を相手に裁判を起こし和解したが、現在も韓国内における栽培は継続中。
	章姫 (H19.1満了)	個人 育種家	平成8年に韓国内の一部の生産者に利用を許諾したが、平成12年頃、増殖されて我が国に逆輸入。現在も韓国内における栽培は継続中。
	とちおとめ (H23.11満了)	栃木県	①平成13年、「東京都中央卸売市場青果物速報」に韓国産「とちおとめ」の入荷状況が記載。栃木県より、市場関係者に調査を実施したが、物的証拠は得られず。栃木県より許諾先の業者に文書で注意喚起。 ②平成17年、韓国農水産物流公社が作成した韓国国際展示会のパンフレットに「韓国産イチゴ」として、「とちおとめ」、「さちのか」が記載。
稲	つや姫	山形県	平成24年7月、山形県警が、山形県の許諾を得ずに、その種もみを販売した愛知県内の個人を種苗法違反の容疑で逮捕。
いんげん 豆	雪手亡 (H22.9満了)	北海道	中国に種苗が持ち出され、その収穫物が我が国に輸入、販売されていたことが、平成13年に北海道が輸入品をDNA検査して判明した。 北海道からの警告により、輸入業者は中国からの高級白あん原料用いんげん豆の輸入を自粛。
おうとう	紅秀峰 (H21.9満了)	山形県	オーストラリアに種苗が違法に持ち出されたとして、平成17年11月16日、山形県が、種苗法に基づき豪州で果実の生産・販売を営む者等を刑事告訴した。平成19年7月、山形県は平成24年まで輸出しないこと等を条件に和解。 中国においても、種苗が違法に持ち出され、流通しているとの情報が寄せられている。
カーネー ション	ヒルチェルテス 等4品種	種苗会社 (2社)	中国で種苗が増殖され、母の日を前にその収穫物が我が国に輸入。育成者権者は、平成18年5月11日、輸入業者に警告し同年12月、輸入業者が謝罪金を支払うことで合意。さらに、平成19年5月、別の輸入業者の輸入品に同様の収穫物を発見し、輸入業者に対して警告を行っている。
輪菊	岩の白扇 (H22.8満了)	種苗会社	中国に種苗が持ち出され、その収穫物が我が国に輸入。育成者権者は、平成18年6月2日、輸入業者に警告。その後、輸入業者とは和解が成立。なお、平成16年にも同様の侵害があった。

新品種の保護の強化・活用の促進のための施策の現状(国内)

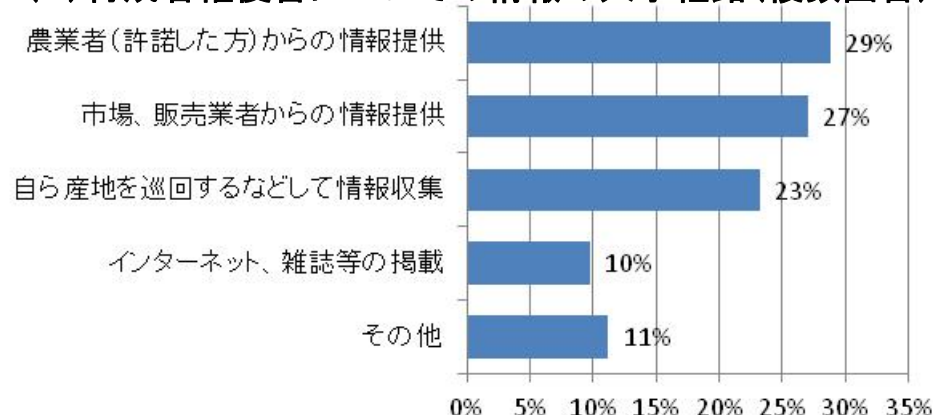
3 権利侵害対策の強化②

- 平成18年に全育成者権者を対象に行ったアンケートによると、33.6%が育成者権の侵害(その疑いも含む)を受けたことがあると回答している一方、32%はそれに対して何らの対抗措置も講じていない
- 同アンケートの回答者に育成者権の行使にあたっての困難について伺ったところ、「権利侵害に関する情報の収集が困難」(50%)や「侵害品か否かの判定が困難」(50%)などの回答が上位を占めた

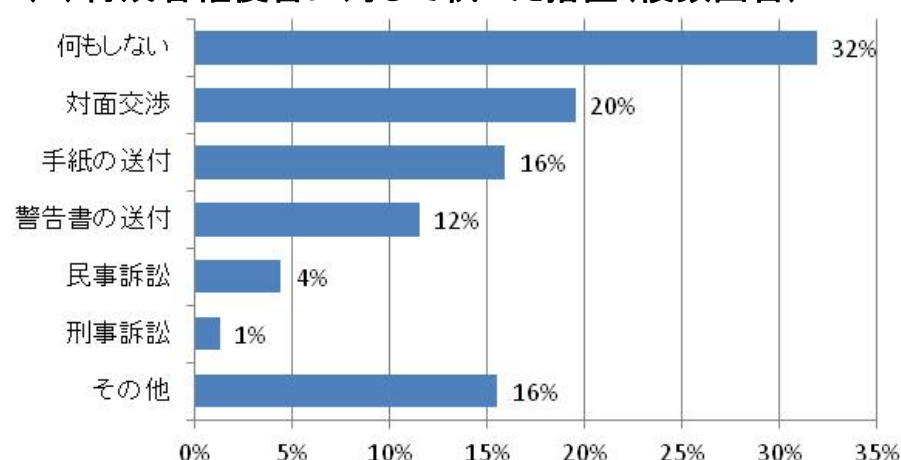
(1) 育成者権侵害(その疑いも含む)の経験の有無



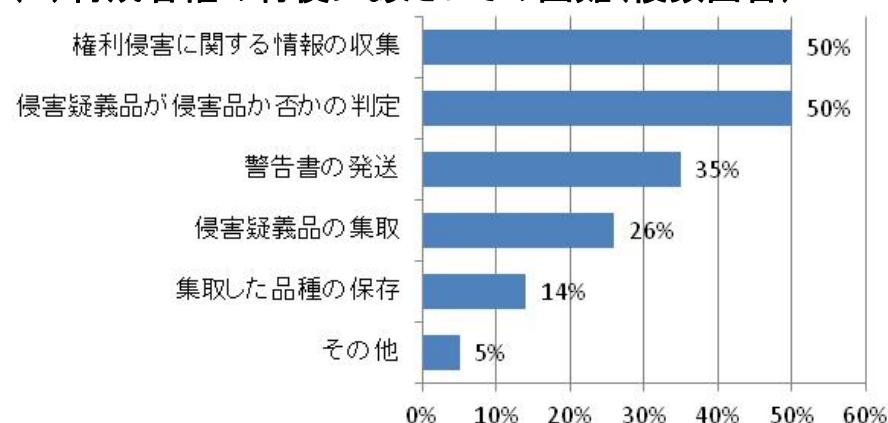
(2) 育成者権侵害についての情報の入手経路(複数回答)



(3) 育成者権侵害に対して執った措置(複数回答)



(4) 育成者権の行使にあたっての困難(複数回答)



データ:「育成者権に関するアンケート2006」((社)農林水産先端技術産業振興センター)(対象:育成者権者2,055名・社(回収率26.1%))

新品種の保護の強化・活用の促進のための施策の現状(国内)

3 権利侵害対策の強化③

- 育成者権の保護の強化を図るため、平成17年度より(独)種苗管理センターに品種保護Gメンを設置し、①育成者権侵害対策に係る相談の受付及び助言、②権利侵害に関する情報の収集及び提供 ③育成者権侵害状況の記録、④証拠品となる侵害品の種苗等の寄託及び⑤育成者権者等からの依頼に基づいた品種類似性試験等の活動を実施

(1) 品種保護Gメンの取組み



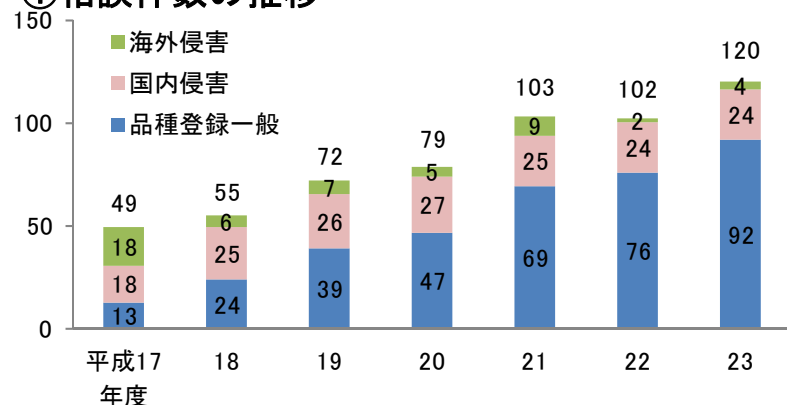
新品種の保護の強化・活用の促進のための施策の現状(国内)

3 権利侵害対策の強化④

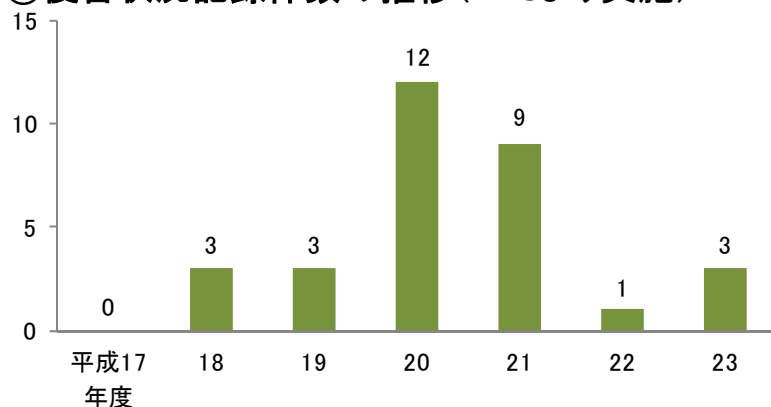
○ 平成17年以降、品種保護Gメンへの相談件数は毎年増加。平成23年度からは、6次産業化の取組を支援するため、品種の活用に関する相談等への対応も開始

(2) 品種保護Gメンの実績

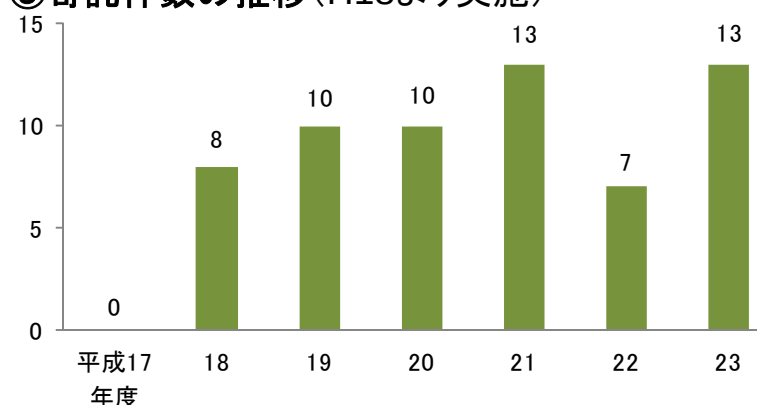
①相談件数の推移



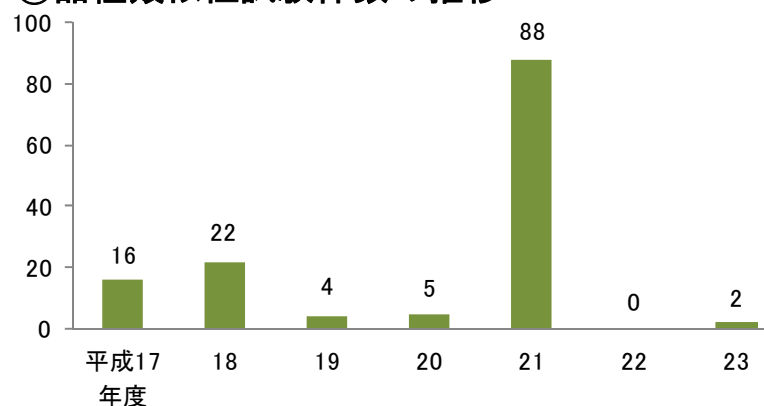
②侵害状況記録件数の推移(H18より実施)



③寄託件数の推移(H18より実施)



④品種類似性試験件数の推移



⑤研修・講演実施件数の推移

	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
回数	21	17	24	27	18	11
参加者数	1,565	567	1,348	1,102	615	306

新品種の保護の強化・活用の促進のための施策の現状(国内)

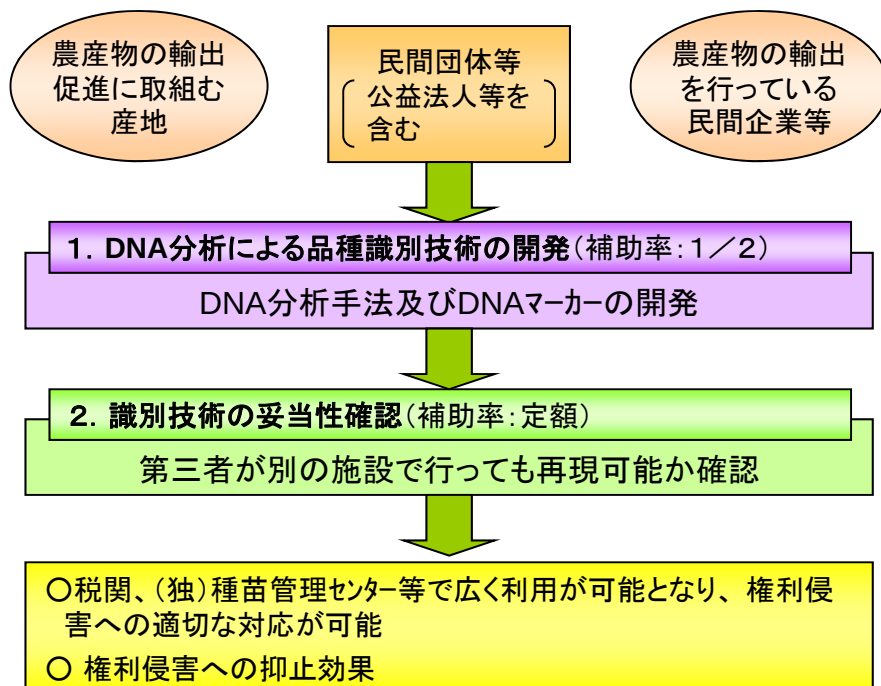
3 権利侵害対策の強化⑤

- DNA品種識別は、①迅速な品種の判定が可能、②植物の生育環境、栽培条件の影響を受けない、③生きた個体を得ることが困難な場合でも利用可能、④加工品(複数の品種が利用されている場合を含む)における判定も可能など、侵害品の判定のための極めて有効な手段
- このため、農林水産省では、補助事業や委託事業を通じてDNA品種識別技術の開発と精度向上への支援を実施

(1)DNA品種識別技術の開発等への支援

- 農林水産省では、平成18年度以降、育成者等が行うDNA品種識別技術の開発等への支援を実施。
- 現在は、対象を輸出品目に重点化しつつ実施。

<事業のスキーム>



(2)(独)種苗管理センターにおけるDNA品種識別の実施状況

- (独)種苗管理センターでは、開発された技術に基づき、育成者等からの依頼に応じてDNA品種識別を実施(手数料: 33,390円)。
- 現在、下記の他に約30種類の植物について技術が開発中。

	(独)種苗管理センターにおいて分析可能な品種数
稲・米飯	50品種以上が識別可能
いちご	「とちおとめ」、「あまおう」等125品種の識別が可能
小豆・小豆あん	小豆は「きたのおとめ」、「しゅまり」等11品種、小豆あんは、「きたのおとめ」、「しゅまり」の識別が可能
いんげん豆	「雪手亡」等9品種の識別が可能
おうとう	「紅秀峰」等85品種の識別が可能
ニホンナシ	「あきづき」等96品種の識別が可能
茶	やぶきた等61品種の識別が可能
いぐさ	ひのみどりと他の16品種との識別が可能

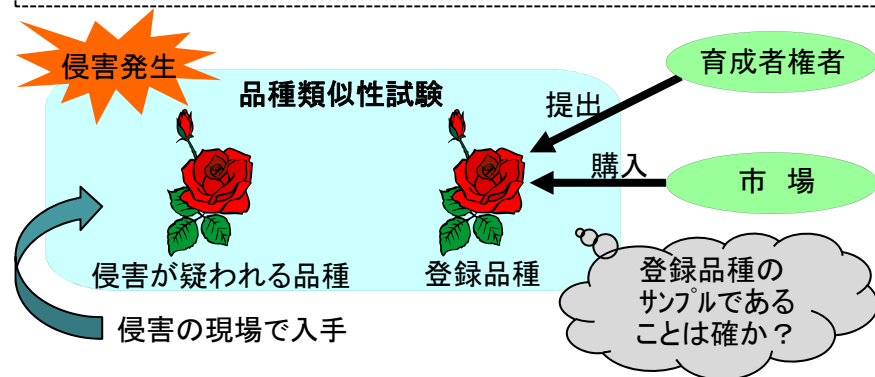
新品種の保護の強化・活用の促進のための施策の現状(国内)

3 権利侵害対策の強化⑥

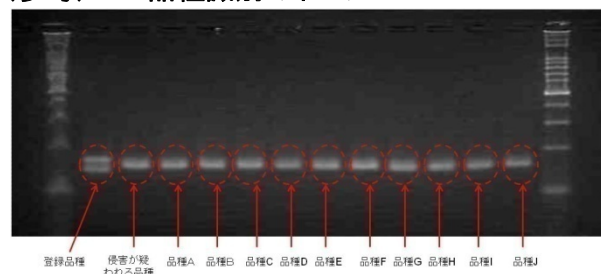
- 育成者権侵害に際して的確に対応を行うためには、品種類似性試験に供するための、登録品種であることが確かであるサンプルを確保しておくことが不可欠
- このため、平成21年度以降、(独)種苗管理センターにおいて、出願者の求めに応じて、品種登録が行われた時の植物体を凍結乾燥標本・DNA又はさく葉標本として保存しているところ

(1)(独)種苗管理センターにおける真正サンプルの保存

- 育成者権の侵害を立証するためには、DNA品種識別等の品種類似性試験が決め手。
- (独)種苗管理センターでは、そのような試験に必要な品種の「真正サンプル」として、品種登録が行われた時の植物体を標本・DNA等として保存。



(参考)DNA品種識別のイメージ

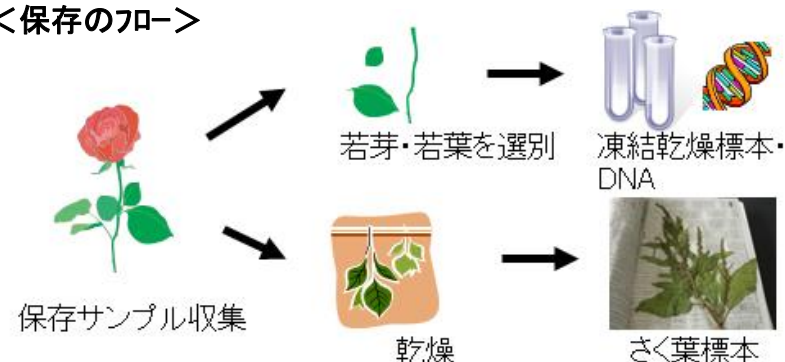


それぞれ来歴や育成者の異なる品種につき、当該品種であることが確かであるサンプルからDNAを抽出する必要

(参考)標本・DNA等の保存実績

	さく葉標本	凍結乾燥標本	DNA標本
保存標本数 (平成24年3月末現在)	1,000	1,680	131
うち、 平成23年度実績	370	480	21

<保存のフロー>

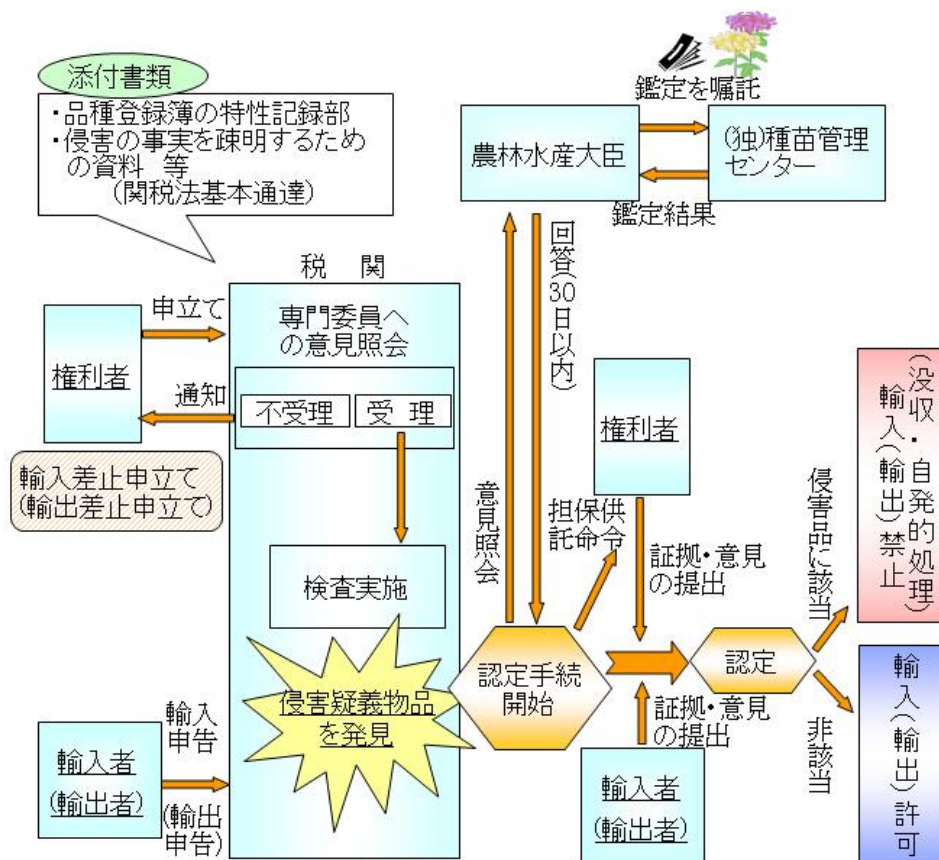


新品種の保護の強化・活用の促進のための施策の現状(国内)

3 権利侵害対策の強化⑦

- 農林水産省では、育成者権侵害物品の水際差止めの実効性の向上に向け、税関との情報交換や税関に対するDNA品種識別技術の移転等を実施
- これまで、いぐさ「ひのみどり」において、輸入差止申立てがなされ、中国からの輸入が実際に差し止められた実績がある

(1) 育成者権侵害物品の水際取締りの概要



(参考) 育成者権侵害物品の水際差止めの実績

- 熊本県は、平成15年12月2日に、関税定率法に基づき輸入差止めを、税関に申立。
- 平成16年12月25日、長崎税関八代税関支署は、八代港から輸入されようとした中国産「ひのみどり」のいぐさ原草860袋(約8,788kg)を税関検査により発見・摘発し、平成17年3月1日に熊本県内の畳表製造販売会社社長を、関税法違反(輸入禁制品の輸入未遂)容疑で熊本地方検察庁へ告発。
- 平成17年11月7日に熊本地検が起訴し、平成18年2月1日に熊本地裁で、会社には罰金100万円、会社社長に懲役1年6月、執行猶予4年の有罪判決が下された。
- 平成23年、横浜税関が、中国から輸入されようとした「ひのみどり」の畳表1,815点を差し止め。



新品種の保護の強化・活用の促進のための施策の現状(海外)

1 東アジア植物品種保護フォーラムの推進

- 2008年、我が国のイニシアチブにより、ASEAN+日中韓の13カ国から成る「東アジア植物品種保護フォーラム」を設立し、この枠組みの下で、東アジア各国が品種保護制度の整備・充実を行っていく上で必要とする技術的支援等を実施(詳細は別添参考資料)

(1)フォーラム本会合

フォーラム本会合は各国持ち回りで開催；

第1回：日本(平成20年7月)

第2回：中国(平成21年4月)

第3回：韓国(平成22年4月)

第4回：インドネシア(平成23年5月)

第5回：タイ(平成24年5月)



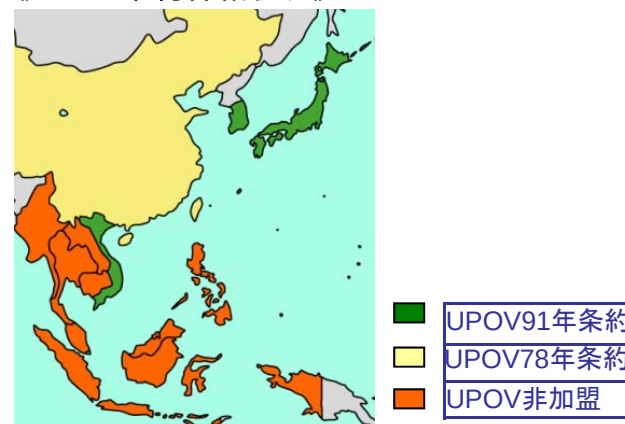
(2)フォーラムにおける具体的な協力活動

- 各国における保護制度の整備に必要な、植物の審査技術の向上や審査基準の作成について支援を行う専門家の派遣
- 将来、各国の制度設計を担う当局の専門家を日本に受け入れ、長期・短期の集中研修の実施
- 制度整備に向けた機運を醸成するため、各国のステークホルダーを対象とした制度の必要性・有用性に関する意識啓発セミナーの開催 等

(参考)東アジア各国の品種保護制度整備の状況

1. ミャンマー、カンボジア、ラオス、ブルネイ
植物品種保護の法令がない、もしくは法令上は保護を謳っているものの、具体的な制度運用の実績がない
2. インドネシア、マレーシア、タイ、フィリピン
植物品種保護の法令が整備されていても、UPOV条約に定める内容に比べて保護水準が低い、もしくはUPOV条約に適合しない内容を含む
3. 中国
UPOV78年条約の締結国であるものの、全植物の保護を義務づけ、かつより保護水準が高い91年条約は締結していない
4. 韓国、シンガポール、ベトナム
UPOV91年条約を締結しているが、未だ全植物を保護していない、もしくは制度運営が不十分である等の問題がある

《UPOV条約締結状況》



新品種の保護の強化・活用の促進のための施策の現状(海外)

2 アジア諸国等に対する品種保護制度の整備・充実の働きかけ①

○ 農林水産省では、各種バイ・マルチの外交会議等あらゆる機会を捉えて、アジア諸国等に対して品種保護制度の整備・充実の働きかけを実施

(1) 中国に対する品種保護制度の充実の働きかけ

2009年 第5回日中農業担当次官級定期対話(次官級)
(先方)UPOV91年条約の批准については前向きに検討したい

第2回日中ハイレベル経済対話(閣僚級)
(先方)UPOV91年条約を批准すべく検討中

2010年 第6回日中農業担当次官級定期対話(次官級)
(先方)UPOV91年条約と78年条約の比較研究を開始したところ

第3回日中ハイレベル経済対話(閣僚級)
(先方)専門家によりUPOV91年条約を研究官民合同ミッション(第8回)
(先方)林業界としては、UPOV91年条約の批准を希望。ただし、農業サイドには課題が残る

2011年 官民合同ミッション(第9回)
(先方)品種保護制度の拡充は進めてきており、その延長線上には当然UPOV91年条約の批准が視野に入るものと認識

2012年 第1回日中韓農林水産大臣会合(閣僚級)
(先方)UPOV91年条約については、現在、中国の国内機関に研究を依頼しているところ。日本の協力もお願いしたい

(2) 韓国に対する保護対象の全植物への拡大の働きかけ

2009年 第2回日韓経済局長協議(高級事務レベル)
(先方)持ち帰り関係省庁と協議したい

2010年 第42回日韓農林水産技術協力委員会(高級事務レベル)
(先方)知財の問題は韓国としても重視
第3回日韓経済局長協議(高級事務レベル)
(先方)民間レベルで関係者の意見調整を進めているところ

2011年 2012年における全植物の保護対象化が発表

2012年 保護対象が全植物に拡大

(3) G20農業大臣会合(2011年6月)

- 2011年6月、G20として初の農業大臣会合が開催
- 会合の成果として、各国は「植物品種のための国際的に合意された法的メカニズムの強化によって、植物育種における技術革新を促進」すること等を盛り込んだ閣僚宣言が採択

(4) APEC食料安全保障担当大臣会合(2010年10月)

- 2010年10月、APECとして初の食料安全保障担当大臣会合が新潟で開催され、その成果として閣僚級の「新潟宣言」が採択
- 「新潟宣言」には「包括的でバランスのとれた知的財産権制度の確立を促進する必要性」が盛り込まれ、併せて、その実現に向けた「行動計画」が策定。これに基づき、2012年9月(於:東京)、我が国主導による「植物新品種の知的財産権の保護に関するAPECワークショップ」を開催予定

新品種の保護の強化・活用の促進のための施策の現状(海外)

2 アジア諸国等に対する品種保護制度の整備・充実の働きかけ②

○ 農林水産省では、経済連携協定(EPA)について、交渉相手国に対して、新品種の保護の強化を働きかけるための格好の機会と捉え、積極的に知的財産分野の交渉に参画してきたところ

(1) EPA知財章の一般的な構成

①内国民待遇に関する規定

知的財産の保護について、相手国の国民に対して、自国民に与えるものよりも不利でない待遇を与える旨

②個別の知的財産の保護に関する規定

(植物新品種については(2)を参照)

③権利行使に関する規定

- ・侵害物品の水際差止めに関する規定
- ・侵害者に対する民事上の請求に関する規定
- ・侵害者に対する刑事罰に関する規定 等

(参考)偽造品の取引の防止に関する協定(ACTA)

○ 2005年のG8サミットにおいて、我が国が必要性を提唱し、交渉開始。2011年4月に採択され、我が国(2011年10月)を含め米国、EU等32カ国が署名済み(2012年9月現在)。

<内 容>

対 象: WTO協定の一部であるTRIPS協定の対象となる知的財産(UPOV条約が規律する植物新品種は対象外)

内 容: 知的財産の保護及び権利行使について、TRIPS協定が定める内容以上の内容を措置;
 ・税関における知的財産権侵害物品の輸出取締り
 ・税関の職権による知的財産権侵害物品の取締り
 ・インターネット上での著作権侵害への対策として、著作物のコピー又はアクセスを制御する技術等の回避行為の規制 等

(2) EPAにおける植物新品種の取扱い

	発効年	知財章における植物新品種の取扱い
①現在既にUPOV条約(78年条約又は91年条約)に加盟している国		
シンガポール	2002年	(特段の規定なし)
メキシコ	2004年	(特段の規定なし)
スイス	2009年	○UPOV1991年条約に定めるものと同じ水準の保護をすべての植物の種類の新品種に対して与える
ベトナム	2009年	○植物新品種の保護に関する制度を設けることの重要性を認識し、UPOV1991年条約に従い、実行可能な限り早期に、すべての植物の種類に対する保護を与えるよう努める
ペルー	2011年	(特段の規定なし)
②EPAにおいてUPOV91年条約の締約等が位置付けられている国		
チリ	2007年	○各締約国はUPOV1991年条約の締約国でない場合には、2009年1月1日までに同条約の締約国となるものとする。
インドネシア	2008年	○UPOV1991年条約に適合する効果的な植物新品種保護制度により、すべての種類に対する保護を与える
③現在UPOV条約(78年条約又は91年条約)に加盟していない国・地域		
マレーシア	2006年	○国際的に調和のとれた制度に準拠した植物新品種保護の重要性を認識し、権利を十分に保護 ○できる限り多くの植物の種類を保護するよう努める
タイ	2007年	○国際的に調和のとれた制度に準拠した植物新品種保護の重要性を認識し、権利を十分に保護 ○できる限り多くの植物の種類を保護するよう努める
ブルネイ	2008年	(特段の規定なし)
フィリピン	2008年	○植物新品種保護に関する制度を設けることの重要性を認識し、保護することができる植物の種類を増加させるよう努める
インド	2011年	(特段の規定なし)

新品種の保護の強化・活用の促進のための施策の現状(海外)

3 アジア諸国等における品種保護制度の進展

○ 特に近年、東アジア諸国等においても我が国育成品種が適切に保護されるよう施策を強化してきたこともあり、これらの国における品種保護制度は急速な進展をみせてきているところ

(1) 東アジア地域における近年の品種保護制度の主な進展

	法令の整備等	保護対象植物の拡大	人材育成・体制整備
2008年	・「作物種子管理法」の制定(カンボジア) ・「植物品種保護法」改正案に係るパブコメの実施(タイ) ・「植物新品種保護法」の施行(マレーシア)	・139→151種類(中国) ・189→223種類(韓国) ・37→52種類(ベトナム) ・33種類へ(タイ)	
2009年	・「植物品種保護法」改正(インドネシア)	・6種類を除く全植物(韓国) ・52→63種類(ベトナム)	・法執行の担当部局を設置(中国) ・UPOV審査基準に基づく特性の調査を試行的に実施(ミャンマー)
2010年	・「種子産業法」改正(韓国) - 一電子申請の導入等 ・91年条約に沿った「植物品種保護法」改正2次案の起草(タイ) ・「種子法」の制定(ミャンマー) ・育成者権侵害物品等の一斉摘発キャンペーン(中国)	・151→157種類(中国) ・33→50種類(タイ) ・14→16種類(マレーシア) ・63→69種類(ベトナム)	・栽培試験の拠点、DNA品種識別等に係るラボの新設(中国) ・品種保護当局の体制の充実(インドネシア) ・審査協力の開始(シンガポール・マレーシア)
2011年	・「関税法」の改正(税関における侵害品の輸出入取締り)(韓国) ・「植物新品種保護条例」細則の改正(中国) ・「知的財産法」の実施細則の策定(ラオス)	・50→60種類(タイ) ・16→25種類(マレーシア) ・12→18種類(フィリピン)	・温帯果樹・野菜審査基準作成3カ年事業の開始(フィリピン)
2012年	・「知的財産法」の改正(ラオス) (英文テキストがないため、詳細は不明)		
進行中	・UPOV事務局に対する支援の求め(ブルネイ) ・「作物種子管理法」の実施細則の策定作業中(カンボジア)	・国家林業局所管品目について保護対象植物拡大を検討中	

新品種の保護の強化・活用の促進のための施策の現状(海外)

(参考)知的財産保護官民合同訪中ミッション

- 国際知的財産保護フォーラム(IIPPF)では、中国等における知的財産の保護に関する情報交換を促進するとともに、毎年、知的財産権の権利者と関係省庁とが連携し、中国の中央政府機関に対して制度の改善や充実等について働きかけを行っているところ
- 植物新品種の分野では、2005年以降、種苗会社等と農林水産省とが合同で、農業部及び国家林業局に対してUPOV91年条約の批准や保護対象植物の拡大等の要請を実施

(1)知的財産保護官民合同訪中ミッションについて

1. 主 催

国際知的財産保護フォーラム(IIPPF)

2. 内 容

知的財産権の権利者と関係省庁が連携し、中国の中央政府機関に対して、建議書を手渡し要請するとともに、制度の改善や充実等について意見交換

3. 要請先機関

農業部、国家林業局、国家工商行政管理総局、国家質量監督検験検疫総局、国家版權局 等

4. これまでの活動

2002年以降、計9回の派遣を実施
(農業分野は2005年以降参加)

5. 植物新品種に関連するこれまでの要請事項

- ・保護対象植物の早期拡大
- ・UPOV91年条約の早期批准
- ・東アジア植物品種保護フォーラムへの協力
- ・いぐさ「ひのみどり」を日本へ輸出しないこと
- ・植物新品種保護の意識啓発 等

(参考)中国で近年保護対象として追加された植物

		追加された植物種
2005年 5月	農業部 第5次	21属種 アマ、イチゴ、インゲンマメ、エンドウ、カラシナ、カリフラワー、クワ、ササゲ、スチロサンテス、セロリ、ソラマメ、ニンジン、ネギ、ハクレイタケ、ハゲイトウ、ペポカボチャ、ベンケイソウ、メロン、ランキュラス、リョクトウ、ワタ
2008年 4月	農業部 第6次	12属種 オタネニンジン、リュウガン、グズマニア、アンスリウム、タイナ、ニンニク、 アズキ 、サトウキビ、キャッサバ、ゴマ、茶、バラ、ゴムノキ
2010年 3月	農業部 第7次	6属種 はす、 ファレノプシス 、ペゴニア、 ほうせんか 、 アフリカホウセンカ 、 ニューギニアインパチエンス

* 赤字は、官民合同ミッション等における我が国の要請に係るもの

世界の品種保護をめぐる現状

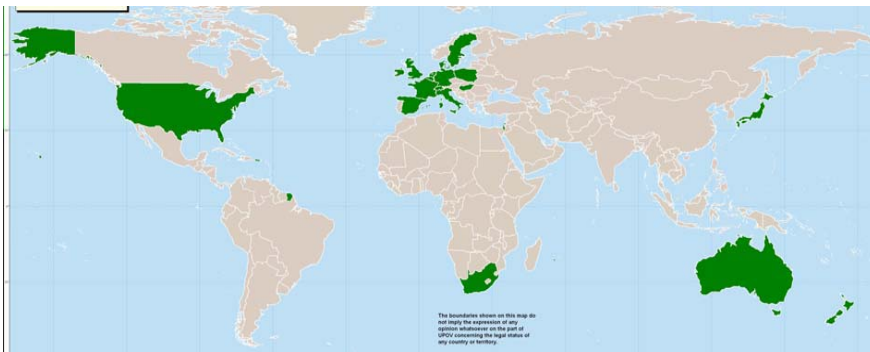
1 UPOVをめぐる現状①

- 2012年9月現在、UPOV加盟国は70カ国(EUを含む)
- 特に近年、東アジア諸国等に対する品種保護制度の整備・充実の働きかけ策を強化してきたこともあり、マレーシア及びフィリピンが加盟申請国となっているほか、ブルネイ、インドネシア、ラオス、ミャンマー及びタイにおいても、UPOV事務局よりUPOV91年条約への批准等に係る助言を受けている

(1) UPOV加盟国数と加盟申請国



(参考) 1990年当時の加盟国



データ: UPOVウェブサイトより

(参考1) UPOV加盟国の内訳(計70カ国)

61年/72年条約	1カ国(ベルギー)
1978年条約	20カ国
1991年条約	49カ国

(参考2) UPOV加盟申請国(2011年)

アルメニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、エジプト、グアテマラ、ホンジュラス、インド、カザフスタン、マレーシア、モーリシャス、モンテネグロ、フィリピン、セルビア、タジキスタン、ベネズエラ、ジンバブエ及びアフリカ知的所有権機構(OAPI)

(参考3) UPOV91年条約への批准書等の準備を行っている国(2011年)

アイルランド(既批准)、モンテネグロ、タジキスタン、マケドニア(既批准)及びトーゴ

(参考4) UPOV事務局が、UPOV91年条約への批准等に係る助言を行った国(2011年)

アルジェリア、ブルネイ、カンボジア、キプロス、エチオピア、ガーナ、ホンジュラス、インド、インドネシア、ラオス、マレーシア、モーリシャス、ミャンマー、パキスタン、フィリピン、スーダン、タイ、ウガンダ、タンザニア、ジンバブエ及びARIPO(アフリカ広域知的財産機関)

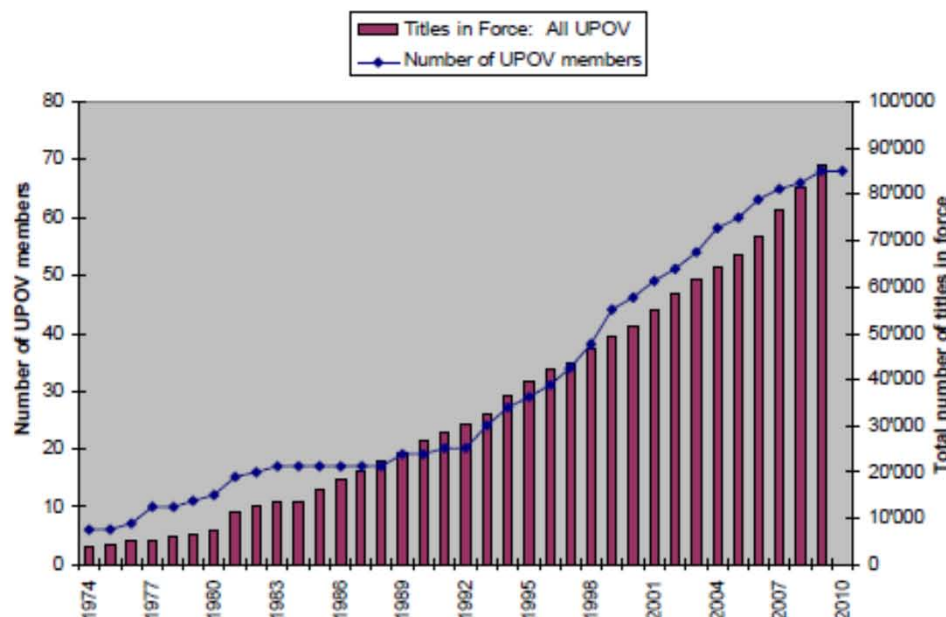
世界の品種保護をめぐる現状

1 UPOVをめぐる現状②

- UPOV加盟国における出願件数は、特にアジア・太平洋地域をはじめとして近年大きく伸びてきており、2011年は加盟国全体で13,000件以上の出願
- これまでに育成者権が付与された植物は、3,000属・種と推定

(2)UPOV加盟国数と有効な育成者権の件数

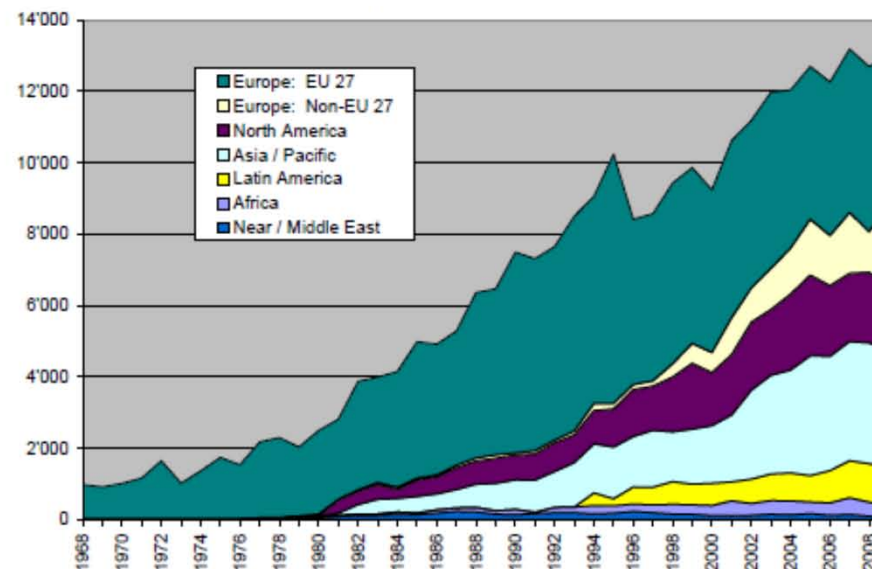
- UPOV加盟国は、2011年にマケドニア及びペルーの加盟を得て、現在70カ国。
- 加盟国間における審査運営に係る協力も進展しており、現在計1,990種類の植物について審査協力が実施。



データ:UPOV理事会資料

(3)育成者権の出願件数(UPOV加盟国計)

- UPOV加盟国における出願件数は近年大きく増加しており、2011年は、過去最高となる計10,000件以上について育成者権の付与。
- これまでに育成者権が付与された植物は、3,000属・種と推定。
- 近年は、アジア・太平洋地域における出願件数の伸びが顕著。



データ:UPOV理事会資料

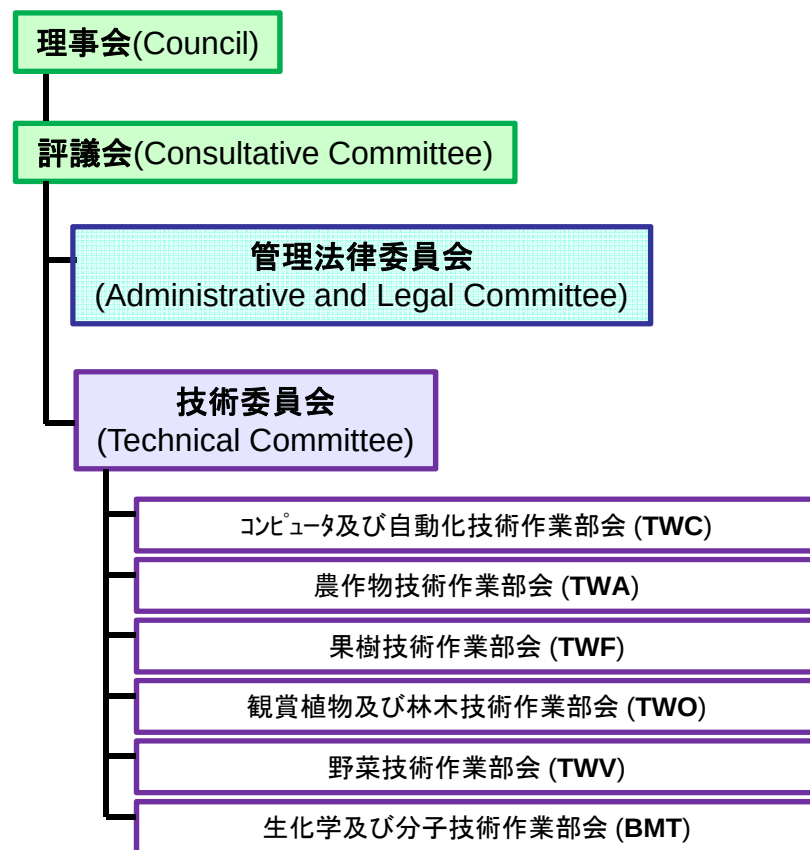
世界の品種保護をめぐる現状

1 UPOVをめぐる現状③

- UPOVの各種関連会合においては、①植物別の栽培試験に係る審査基準、②新品種の審査の実施にあたっての手順や方法等について定めた「TGP文書」、③UPOV条約で用いられる用語について説明する「説明文書」等の策定に向けた検討が行われており、我が国としてもそのような議論に担当審査官等が積極的に参画

(4)UPOV関連会合

①UPOV組織体制



②2012年におけるUPOV関連会合の予定

1月	拡大編集委員会
3月 26-28日 29日 30日	第48回技術委員会(TC) 管理法律委員会 オブザーバー規則に関するワーキンググループ会合 評議会及び臨時理事会
5月 21-25日	農作物技術作業部会(TWA)
6月 11-15日 26-29日	野菜技術作業部会(TWV) コンピュータ及び自動化技術作業部会(TWC)
7月 30-3日	果樹技術作業部会(TWF)
8月 6-10日	観賞植物及び材木技術作業部会(TWO)
10月 20-30日 31日	管理法律委員会 評議会
11月 1日 2日	理事会 シンポジウム「品種保護の農業者に対する便益」

世界の品種保護をめぐる現状

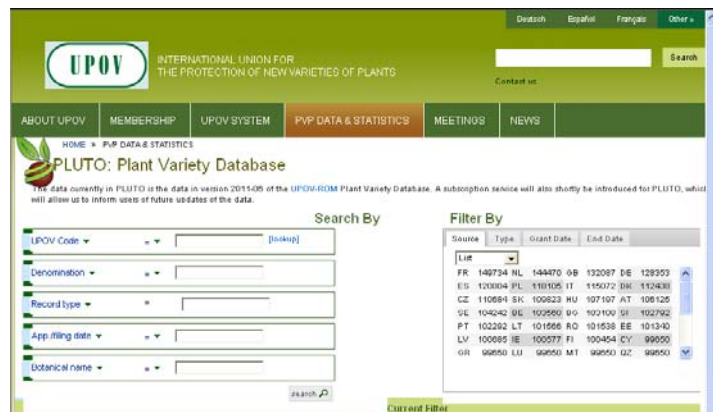
1 UPOVをめぐる現状④

- 近年、UPOVでは、各国における品種保護制度の運用状況に関する情報の共有化や、各国で登録を受けた品種の情報のデータベース化等が急速に進展

(5) UPOVにおける近年の進捗

①植物品種データベース(PLUTO)

- 各加盟国の登録品種の育成者や品種名、権利の存続期間等についてデータベース化したもの。
- 2011年11月からUPOVウェブ上でも利用可能となった。
<http://www.upov.int/pluto/en/>



②UPOVウェブサイトの充実

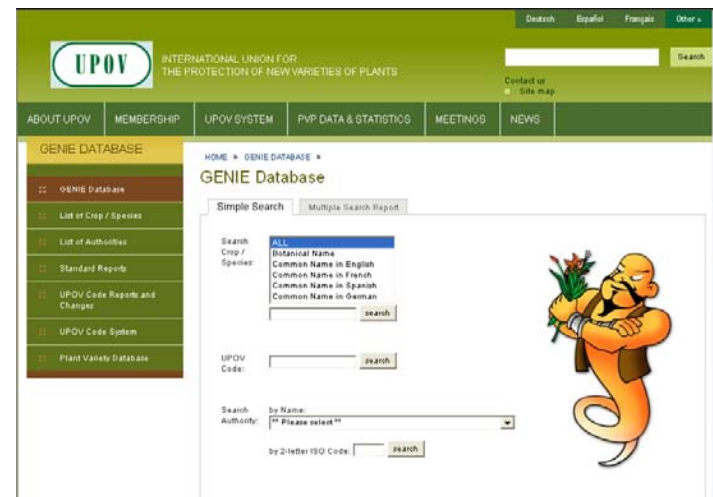
- 2011年11月からUPOVウェブサイトの大部分がパスワードフリーで閲覧できるようになったほか、コンテンツについても大幅な充実。

<主な拡充内容>

- ・UPOVの各種会合資料がパスワードフリーで閲覧可能に
- ・各国の法令がデータベース化され(UPOV-Lex)、キーワード検索も可能に
- ・「安代りんどう」のビデオがトップページから閲覧可能に

③GENIEデータベース

- 各加盟国でどのような植物が保護されているか、どのような植物について審査基準が定められているか等についてデータベース化したもの。
<http://www.upov.int/genie/en/>



(参考) Distant Learning Course

- UPOV制度に関する理解を深めるための研修モジュールが、オンラインにおいて利用可能。
- 2010年においては、5月及び11月の2回にわたって実施され、それぞれ194名及び196名が受講。
http://www.upov.int/resource/en/dl205_training.html

世界の品種保護をめぐる現状

1 UPOVをめぐる現状⑤

- UPOVの各種関連会合では、品種保護制度の運用の国際調和を促進することや新規加盟国・加盟を検討する国等に対する制度運用の手引きを示すこと等を目的として、UPOV条約で用いられる用語について説明する「説明文書」や各国が制度を運営していく上で有用な情報等について取りまとめた「情報文書」等の作成が進められている。

(6)UPOV関係ドキュメント

①説明文書(Explanatory Notes)

○UPOV条約で用いられる各種用語についての手引きであり、2005年以降、作成が進められてきている(あくまで手引きであり、各国における用語の解釈を拘束するものではない)。

http://www.upov.int/explanatory_notes/en/list.jsp

<これまでに作成された説明文書>

- ・「種苗に関する許諾を与えるにあたっての条件及び制限」に関する説明文書(91年条約第14条第1項(b))
- ・「育成者権の取消し」に関する説明文書(91年条約第22条)
- ・「従属品種」に関する説明文書(91年条約第14条第5項(i))
- ・「育成者権の執行」に関する説明文書
- ・「育成者権の例外」に関する説明文書(91年条約第15条)
- ・「保護対象植物」に関する説明文書(91年条約第3条)
- ・「内国民待遇」に関する説明文書(91年条約第4条)
- ・「新規性」に関する説明文書(91年条約第6条)
- ・「育成者権の無効」に関する説明文書(91年条約第21条)
- ・「優先権」に関する説明文書(91年条約第11条)
- ・「仮保護」に関する説明文書(91年条約第13条)
- ・「品種の定義」に関する説明文書(91年条約第1条(vi))

②情報文書(Information Documents)

○UPOVの会合・事務局の運営に関するルールを定めるものや、各国が品種保護制度を運営していく上で有用な情報についてとりまとめたもの。

http://www.upov.int/information_documents/en/list.jsp

<これまでに作成された情報文書>

- ・UPOVの財務規則及びルール
- ・モデル育成者権公報
- ・UPOV91年条約に基づく法律の策定に関する手引き
- ・理事会の運営規則
- ・WIPO及びUPOVとの間の取極め
- ・UPOVとスイス連邦参事会との取極め
- ・内部監査
- ・品種名称に関する説明文書
- ・UPOV加盟にあたっての手引き
- ・UPOV締約国における、91年条約批准等に関する手引き
- ・締約国の義務と関連通知
- ・共有可能なソフトウェア
- ・DNAプロファイリングに関するガイドライン(分子マーカー選抜とデータベースの構築)
- ・DUS試験における、生化学・分子マーカーの利用可能性

世界の品種保護をめぐる現状

1 UPOVをめぐる現状⑥

- また、技術作業部会及び技術委員会を中心に、新品種の審査の実施にあたっての手順や方法等について定めた「TGP文書」、植物別の栽培試験に係る審査基準の作成が進められている。

(6)UPOV関係ドキュメント

③TGP文書(TGP Documents)

- 新品種の審査の実施にあたっての手順や方法等に関する
手引き。

<http://www.upov.int/tgp/en/list.jsp>

<これまでに作成されたTGP文書>

- ・UPOV審査基準の一覧
- ・品種コレクションの構築と維持
- ・DUS試験の経験と協力
- ・DUS試験の実施方法
- ・審査基準の作成(TGP/7)
- ・試験設計及び区別性、均一性及び安定性の試験に用いる技術
- ・区別性審査
- ・均一性審査
- ・安定性審査
- ・一定の生理的形質に関する指針
- ・新たなタイプ及び種に関する指針
- ・UPOV関連文書で用いられる用語

<UPOV審査基準>

- UPOVの各種技術作業部会では、植物別の審査基準の作成を進めており、技術委員会が採択する。2012年7月現在277が作成済。

- 2012年の技術委員会においては、そば、しいたけ及びオシロイ等10品目について新たなUPOV審査基準が採択されたほか、6品目についてUPOV審査基準の改定が行われた。

http://www.upov.int/test_guidelines/en/

(参考1)UPOV条約の沿革

- 1961年** 植物の新品種の保護に関する国際条約採択
1968年 条約発効
1972年 第1次改正(小国の加盟を容易にするための分担金の負担区分の改正;77年発効)
1978年 第2次改正(特許との二重保護の留保や保護対象植物の弾力化等;81年発効)
1982年 日本加盟(16番目の締約国)
1991年 第3次改正(育成者権の効力の対象の拡大、保護対象植物の拡大等)
1998年 91年条約発効

<事務局>

所在地:ジュネーブ

事務局長:Francis Gurry(WIPO事務局長が兼任)

事務局次長:Peter Button

予算:6,798,000スイスフラン(2012/2013の2カ年)

(参考2)UPOV50周年記念

- 2011年において、UPOVは最初の条約の成立から50周年を迎えた。
○2011年の理事会にあわせ、植物育種に係るシンポジウム(EU4カ国から閣僚級が参加)をはじめ、各種記念イベントが実施。

http://www.upov.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=24133

世界の品種保護をめぐる現状

(参考)UPOV3月会合(2012年)の結果概要①

- 技術委員会(TC)では、各技術作業部会(TWPs)において取りまとめられた植物別の審査基準や新品種の審査の運営に関する技術的事項について検討することとされている

(1)第48回技術委員会(TC)の主な議題とその結果

議題5 技術作業部会からの提案事項

- UPOV審査基準策定にあたって、leading expertが沿うべき手順等について検討された。
- 加盟国の中で初めて栽培試験が行われたWatercress及びPyrus Hybridの試験の経過について報告がなされた。
- また、今後TWCにおいて、栽培試験に有用な携帯機器のリストを作成すべきとの提案があり、了承された。

議題6 TGP文書

- 新たなTGP文書として「DUS試験における、生化学・分子マーカーの利用に関するガイダンス(TGP15)」の案が提示され、これについての検討がなされた。
- TGP15(案)は、栽培試験に分子技術を用いる場合についての手引きであり、これまでに一定の有効性が認められたアプローチ(病害抵抗性等の評価にDNAマーカーを併用する等)についてとりまとめたものであり、国際種子連盟(ISF)からの意見等を踏まえ、引き続き検討することとされた。
- また、TGP7「審査基準の作成」等、いくつかの既存のTGP文書についても微修正が提案され、いずれも了承された。

議題8 品種名称

- UPOVでは、品種名称は、同じクラスに属する他の品種と同じものであってはならないこととされているところ、現在、UPOVとUSDAとでEupatorium属のグルーピングに齟齬が生じている。
- この問題について検討がなされ、当該属について新たなクラスを設定することが同意された。

議題9 情報及びデータベース

- 植物品種データベースにつき、現在の英語のみから各国言語での表示も可能とすることが提案され、次回以降検討されることとなった。
- また、電子申請システムを導入する国を念頭に、UPOVモデル出願様式の電子版の作成が進められている旨が報告された。

議題10 COYUの計算

- COYUとは、均一性の判定にあたって、複数年の測定値に係る統計的手法により、形質のブレ幅の品種間差異を補正する方法であり、これまでその改良について検討がなされてきた。
- 今次会合では特段の議論はなされず、TWCにおいて引き続き検討することとされた。

議題11 種子繁殖性パパイアの審査

- パパイアは、同じ品種であっても雌、雄及び両性のものが生じ、それぞれで形質が大きく異なり、この点を加味した審査基準とすべきとの提案がなされた。
- 議論は特段の結論を見ず、TWFにおいて引き続き検討されることとされた。

議題15 UPOV審査基準

- 日本が作成に関わったそば、しいたけ及びオンジウム等8つの新たなUPOV審査基準が採択された。また、8種類(マタヒ属、デュラム小麦、アメリカボウフウ、黒ダイコン他、ダイコン他等)についてUPOV審査基準の改定が行われた。

世界の品種保護をめぐる現状

(参考)UPOV3月会合(2012年)の結果概要②

- 管理法律委員会(CAJ)では、技術委員会(TC)及び理事会(C)の所管に属する事項以外の事項について検討することとされている

(2)第65回管理法律委員会(CAJ)の主な議題とその結果

議題4 UPOV条約に関する情報文書

○次の情報文書について、検討がなされた:

- ①「モデル育成者権公報」の改正案
- ②「alternative紛争解決」のドラフト第1校

(1)モデル育成者権公報

- －「モデル育成者権公報」は、各加盟国が出願及び登録の公表を行う際のモデル的な様式を定めたもの。
- －当該文書は長らく改正されておらず未だUPOV78年条約に沿ったものであることから、今回は、UPOV91年条約の条文に沿った文言の微修正が検討された。
- －特段の意見はなく、本件については、次回管理法律委員会において具体的な文言の検討を行うこととされた。

(2)alternative紛争解決

- －「alternative紛争解決」は、2011年の3月会合において、韓国よりその作成が提案されたもの。その後、2011年の10月会合において、本資料は、既存の紛争解決方法について紹介するにとどまるものであり、UPOVが新たに紛争解決メカニズムを設けることを企図するものでないことを前提に、作成が了承された。
- －ドラフト第1校は、「alternative紛争解決」として、育成者権侵害に際して仲裁や裁定を行うことができる機関(ISFやWIPO等)を列挙したものとなっている。
- －本文書は、単に仲裁機関等を例示的に列挙したに過ぎないものである旨を明記することとされたほかは、特段の変更なく、次回理事会に付されることとされた。

その他の議題

- 技術委員会において検討がなされた①TGP文書、②分子技術、③品種名称、④情報及びデータベース、⑤種子繁殖性パパイアの審査等については、管理法律委員会においても検討され、いずれも技術委員会における結論通り了承された
- また、UPOV会合における議論をWebベースで行うことの可能性について問題提起がなされ、UPOV事務局からは、特に審査基準の検討においては有用ではないかとの指摘がなされた。

(参考)オブザーバー規則に関するワーキンググループ会合

- 管理法律委員会の当日夕刻、関心国による小グループ会合として開催され、UPOV各種会合における「オブザーバー規則」の見直しについて検討がなされた。
- 会合では、①一の機関に対してオブザーバー資格は一とすること、②各種技術作業部会のオブザーバー資格については、当該部会の関係作物に関する技術的知見を要件とすること、③オブザーバー資格を有する機関のstatuteに変更がある場合は、当該機関はその旨通知し、必要に応じて資格の再承認を得ることとすることが提案されており、この結果は次回のCAJに報告することとされた。

世界の品種保護をめぐる現状

(参考)UPOV3月会合(2012年)の結果概要③

- 理事会(C)では、UPOV条約の意志決定機関として、予算の承認や事務局次長の任命、各種手続きその他の決定を行うこととされている

(3)第29回臨時理事会(C-extr)の主な議題とその結果

議題5 文書の採択

- 評議会での事前の検討を経て、次の文書について検討がなされ、いずれも採択された;

①「UPOVの財務規則及びルール」の改正案

当該文書はWIPOのものに準じた内容となっているところ、当該WIPOの文書に改正があったことから、これに応じた改正が行われたもの

②「情報文書とその最終改正日リスト」の改正案

近年の情報文書の改正を踏まえアップデートが行われたもの

議題6 事務局次長の任期の延長

- 現事務局次長の任期が2012年11月30日をもって満了するところ、2012年12月1日から2015年11月30日まで延長することが提案され、了承された。

その他

- 2012年10月の会合に併せ、「農業者・生産者のための植物新品種保護の便益に関するシンポジウム」を開催すること、当該シンポジウムは一般の参加が可能なものとするのが合意された
- 米国等より、WIPOの「知的財産と遺伝資源等に関する政府間委員会(ICG)」における、知的財産権の出願に際して、用いた遺伝資源の出所の開示を要求する仕組みに関する議論に懸念を有している旨が表明された。

